



裾野市告示第95号

裾野市手数料条例（平成12年3月6日裾野市条例第2号）第4条第6号の規定により、建築確認申請等の手数料の免除を次のように定め、平成30年7月1日から施行し、裾野市手数料条例に基づく建築確認申請等の手数料の免除に関する告示（平成18年裾野市告示第4号）及び裾野市手数料条例に基づく建築確認申請等の手数料の免除に関する告示（平成19年裾野市告示第76号）は、平成30年6月30日限り廃止する。

平成30年5月30日

裾野市長 高村 謙二



- 1 行政庁の処分により建築物をほぼ原形のまま引き移転する場合で次に定めるもの
  - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築確認申請手数料
  - (2) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料
- 2 災害により被害を受けた建築物の建築について次に定めるもの
  - (1) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築確認申請手数料
  - (2) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する建築確認申請手数料
  - (3) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料
  - (4) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料
  - (5) 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査を受けた建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請手数料
  - (6) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料
  - (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料
  - (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
  - (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料
  - (10) 上記(1)、(2)、(7)、(8)に係る計画変更申請手数料
- 3 市長を通知者とする建築物の建築について次に定めるもの

- (1) 建築基準法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料
- (2) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知手数料
- (3) 建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料
- (4) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了通知手数料
- (5) 建築基準法第18条第20項の規定による特定工程完了検査を受けた建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了通知手数料
- (6) 建築基準法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程完了通知手数料
- (7) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の許可申請手数料
- (8) 上記(1)、(2)に係る計画変更通知手数料